組合員種別（適用区分）変更（短期組合員　⇔　一般組合員）

課　長	係　長	係　員

回　収	有　・　無
被回収	有　・　無
他回収	限度　・　高齢
3号届	有・無・不要

共済組合員申告書

所属所名　○○市役所

申告区分・事由

[✓ 1 一般]　[✓ 2 短期]　3 任継

ア　組合員資格取得届書（任継資格取得申出書）
イ　組合員資格喪失届書（任継資格喪失申出書）
[✓ ウ]　組合員訂正申告書　a 氏名（フリガナを含む）　b 住所　[✓ c]組合員種別　dその他（　短期　→　一般　）
エ　公費負担申告書　a 該当　b 取消
オ　給付金等受取口座申告書　a 新規　b 変更

所属所ｺｰﾄﾞ	組合員証番号	企業	部課署番号	会計支出科目
○○○	○○○○		○○○○○	○○○

登録している所属所のみ記入してください。

氏名	
カナ	キョウサイ　タロウ
漢字	共済　太郎

職名

個人番号（マイナンバー）	基礎年金番号	資格確認書要否	喪失証明交付希望　有　・　無
	ー	交付が必要	

異動事由・異動年月日					組合員種別	固定的給与（円）	決定標準報酬
事由	元号	年	月	日			
39	5	○○	○○	○○	10		円

＜添付書類＞
【短期組合員から一般組合員になったとき】
①「年金加入期間報告書」
②年金手帳、基礎年金番号通知書等の写し
③「会計年度任用職員に関する勤務状況等証明書」
※常勤的非常勤職員として資格取得要件を満たす場合に必要となります。
　新規採用となった場合は不要です。
④「国民年金第3号被保険者関係届」及び
　配偶者の年金手帳、基礎年金番号通知書等の写し
※20歳以上60歳未満の被扶養者配偶者がいる場合のみ必要です。

【一般組合員から短期組合員になったとき】
添付書類は不要です。

住所　郵便番　（県・都　電話番号

＜組合員種別コード＞
一般組合員：10
70歳以上一般組合員：16
後期高齢一般組合員：17

短期組合員：41
後期高齢短期組合員：47

給付金等受取口座

銀行コード	支店コード	口座番号

銀行名　□ 常陽銀行　□ 筑波銀行　□ 中央労働金庫　□ 農協※茨城県内に限る（　　農協）

支店名　□ 本　店　□ 本　所　□ 支　店　□ 支　所　□ 出張所

任意継続組合員関係

任意継続組合員となること	
希望する	希望しない

退職日の前日に引き続く組合員期間	
12か月以上	12か月未満※

※12か月未満の場合、任意継続組合員にはなれません。

取得

掛金の標準となる標準報酬	等級	月額
短期		千円

任意継続掛金の納付方法	
6か月前納	12か月前納

喪失
喪失理由
1　社保加入
2　国保加入
3　その他（　　　　）
喪失年月日　　年　　月　　日

備　考
【短期組合員から一般組合員になったとき】
令和○○年○月○日付け一般組合員
【一般組合員から短期組合員になったとき】
令和○○年○月○日付け短期組合員
※年度末退職の場合は別様式となります。

異動前所属所

所属所ｺｰﾄﾞ	組合員証番号

申告書所属所受理年月日
令和○○年 ○○ 月 ○○ 日

申告者欄

上記のとおり申告します。　申告者欄は自署してください。
茨城県市町村職員共済組合理事長　様

令和○○　年　○○　月　○○　日

住所　茨城県水戸市笠原町978番26
　　　茨城県市町村会館5階

氏名　共済　太郎

所属所証明欄

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和○○　年　○○　月　○○　日

所属所長　職名　○○○○

氏名　○○　○○

※資格得喪に係る申告はその事由が生じた日から5日以内に共済組合へ届け出てください。
※資格確認書は、マイナンバーカードで医療機関等を受診できない場合に交付します。